

事務委託（例）

近年では災害が激甚化しており、被災によって市区町村の行政機能が麻痺・喪失する事態が発生している。膨大な量の災害廃棄物も発生したため、被災自治体だけでは災害廃棄物を処理することができなくなり、過去には地方自治法第252条の14の規定に基づき、都道府県が市区町村から災害廃棄物処理の事務の一部の委託を受けて、処理主体として災害廃棄物を処理した事例がある。

本技術資料では、事務委託の必要性の考え方や留意点、事務委託を行う際の手順、委託範囲について、過去の事例に基づき整理した。

1. 事務委託の必要性の考え方

- 被災市区町村の行政機能が麻痺・喪失した場合や、対応能力を超える量の災害廃棄物が発生した場合に、被災市区町村及び都道府県は相互に調整・協議しながら事務委託の必要性を判断する。
- 都道府県へ委託する事務は、災害廃棄物処理業務の「一部」である。被災市区町村は、全ての業務を都道府県へ委託するのではなく、可能な限り自らの力によって災害廃棄物を処理することが原則である。
- 具体的な委託内容は、混合廃棄物の選別・破碎、仮設焼却炉の建設・処理等、高度な技術を必要とする二次仮置場における業務であるが、災害の種類や規模によっては二次仮置場を設置する必要がなく、一次仮置場における選別や破碎のみで十分処理できる場合もあるため、災害廃棄物の量や性状に応じて事務委託の必要性を判断することが必要である。

2. 事務委託に伴う留意点

- 都道府県へ委託した業務に要する費用は、都道府県から市区町村に請求され、市区町村が支払いを行う必要がある。災害廃棄物処理業務には多額の費用が必要となるため、都道府県へ支払いを行うため、被災市区町村は災害等廃棄物処理事業費補助金の交付を受けることが必要となる。補助金の交付を受けるためには、都道府県へ委託した業務についても災害査定を受検する必要があることから、市区町村は事務委託後も都道府県と密に連携して災害廃棄物の処理を進めていくことが必要である。

表1 事務委託・受託自治体一覧

災害の名称	発災年月	受託都県	委託した市町村	規約施工日	出典
東日本大震災	平成23年3月	岩手県	洋野町	平成23年8月11日	
			久慈市	平成23年8月11日	
			野田村	平成23年4月11日	
			普代村	平成23年8月11日	
			田野畑村	平成23年4月11日	
			岩泉町	平成23年4月11日	
			宮古市	平成23年4月11日	
			山田町	平成23年4月11日	
			大槌町	平成23年5月9日	
			釜石市	平成23年8月11日	
			大船渡市	平成23年8月11日	
		陸前高田市	平成23年4月11日		
		宮城県	気仙沼市	平成23年4月7日	
			南三陸町	平成23年5月11日	
			石巻市	平成23年4月1日	
			女川町	平成23年4月7日	
			東松島市	平成23年5月16日	
			松島町	平成23年5月23日	
			塩竈市	平成23年4月14日	
			多賀城市	平成23年6月20日	
			七ヶ浜町	平成23年5月13日	
			名取市	平成23年4月15日	
岩沼市	平成23年4月15日				
亘理町	平成23年4月15日				
山元町	平成23年4月15日				
平成25年10月台風26号	平成25年10月	東京都	大島町	平成25年12月2日	
平成28年熊本地震	平成28年4月	熊本県	宇土市	平成28年5月20日	
			南阿蘇村		
			御船町		
			嘉島町		
			益城町		
			甲佐町		
			西原村	平成28年7月13日	①
平成30年7月豪雨	平成30年7月	岡山県	倉敷市	平成30年8月28日	②
			総社市		③
		広島県	坂町	協議が成立した日	④

出典： 岩手県告示第577号、 岩手県告示第574号、 岩手県告示第584号、 岩手県告示第576号、 岩手県告示第583号、 岩手県告示第582号、 岩手県告示第578号、 岩手県告示第581号、 岩手県告示第580号、 岩手県告示第575号、 岩手県告示第573号、 岩手県告示第579号、「災害廃棄物処理業務の記録<宮城県>」(平成26年7月、宮城県環境生活部震災廃棄物対策課)、「大島町災害廃棄物等処理計画」(平成25年12月、東京都大島町) 熊本県告示第570号、 熊本県告示第571号、 熊本県告示第572号、 熊本県告示第573号、 熊本県告示第574号、 熊本県告示第575号、 ①熊本県告示第709号、 ②岡山県告示第475号、 ③岡山県告示第476号、 ④広島県告示第703号

3. 事務委託の流れ

過去の災害における事務委託の流れを以下に示す。事務委託を行うためには、都道府県・市区町村の双方の議会議決が必要であるため、業務の委託までに時間を要することに留意が必要である。

(1) 東日本大震災(平成23年3月11日発災)における岩手県の例

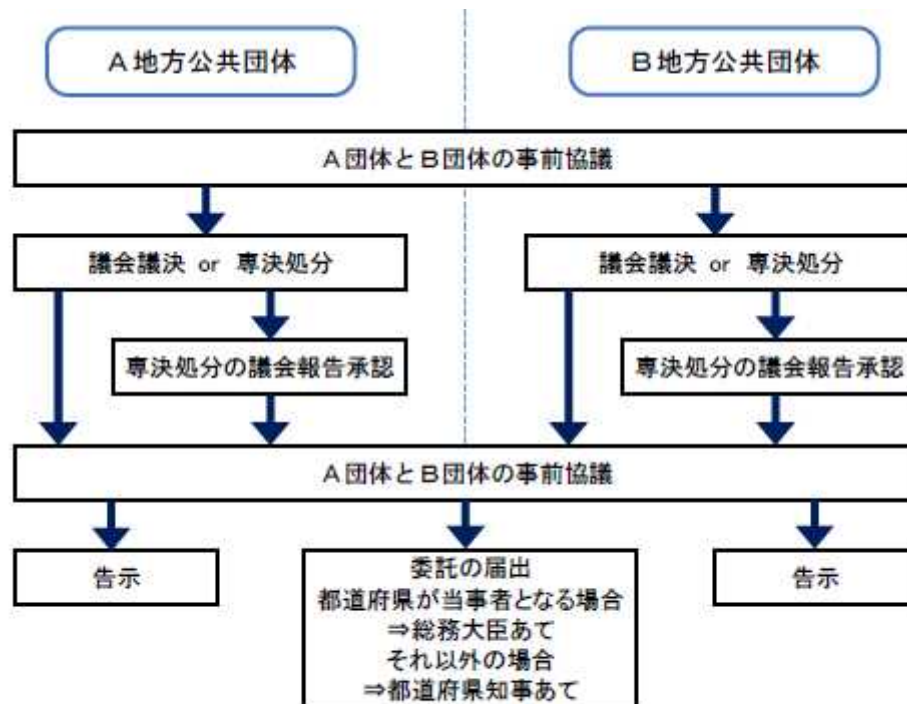
市町村	県
②委託依頼(申し出) 委託依頼文書送付(H23.4.8)	①委託について意向確認 意向確認照会文書送付(～H23.4.8)
④委託協議する旨議決(又は専決処分) 委託協議を議決(又は専決処分)(H23.4.11)	③受託について通知 受託通知文書、委託規約(案)、(専決処分(案))参考送付(H23.4.8)
⑤委託協議 委託協議文書、議決書謄本、議会会議録(専決処分書)送付(H23.4.11)	⑥受託協議する旨議決(又は専決処分) 委託協議を受け、県議会へ受託議案を提出、議決(又は専決処分)(H23.4.11)
⑩告示	⑦受託決定通知 決定通知書送付(H23.4.11)
⑫経費に係る協議 経費に係る協議書(押印2部)送付	⑧告示依頼 告示依頼書送付(H23.4.11)
⑭委託協議議決書謄本送付	⑨告示 県報登載(H23.4.22)
	⑪経費に係る協議 経費に係る協議書(案)送付
	⑬経費に係る協議締結 経費に係る協議書(押印1部)送付、(押印1部)保管(H23.4.18)
	⑮総務大臣への届出 委託規約、県議会議決書謄本、市町村等議会議決書謄本、県告示送付

※表中の日付は平成23年度に実施したスケジュールの一例である

出典：「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」(平成27年2月、岩手県)

図1 岩手県における事務委託の流れ

(2) 平成28年熊本地震(平成28年4月16日日本震発生)における益城町の例



【図表4-2】 地方自治法に基づく事務委託の流れ

出典：「平成28年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録」(平成30年3月、益城町)

図2 熊本県益城町における事務委託の流れ

4. 事務委託の範囲（例）

過去の災害における被災市町村の事務委託の範囲を以下に示す。
市区町村の被害の状況によっては、委託の範囲が異なっている。

(1) 東日本大震災(平成23年3月11日発災)における岩手県の例

市 町 村	実 施 機 関	(1) 家屋等の解体	(2) 仮置場までの収集運搬	(3) 仮置場における選別	(4) 仮置場からの収集運搬	(5) 処分					(6) 処理計画の策定
						① 自動車	② 家電	③ PCB等処理困難物	④ 広域処理	⑤ その他一般的な災害廃棄物	
洋野町	町 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
久慈市	市 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
野田村	村 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
替代村	村 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田野畑村	村 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩泉町	町 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富古市	市 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山田町	町 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大槌町	町 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
釜石市	市 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大船渡市	市 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陸前高田市	市 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

出典：「東日本大震災津波より発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」（平成27年2月、岩手県）

図3 東日本大震災における岩手県の市町村別事務委託の状況

(2) 東日本大震災(平成23年3月11日発災)における宮城県の例

市町名	別途協議							包括規約 施行日
	がれき	船舶	自動車	米穀・大豆	冷凍水産物	飼料	死亡獣畜	
	【廃棄物対策課】	【水産業課連携】	【資源循環推進課】	【農産園芸課】	【水産業課連携】	【畜産課】	【畜産課】	
1 気仙沼市	H24.3.16	H23.7.1	H23.11.30	H23.5.25	H23.4.7	—	—	H23.4.7
2 南三陸町	H23.12.28	H23.10.4	H23.5.12	—	—	—	—	H23.5.11
3 石巻市	H23.7.8	H23.7.1	—	H23.5.25	H23.4.7	H23.4.14	H23.4.1	H23.4.1
4 女川町	H23.7.8	H23.7.19	—	—	H23.4.7	—	—	H23.4.7
5 東松島市	H23.7.8	H23.7.1	H23.5.16	—	—	—	—	H23.5.16
6 松島町	H23.10.11	H23.5.23	—	—	—	—	—	H23.5.23
7 塩竈市	H23.7.1	H23.7.15	—	—	—	H23.4.14	—	H23.4.14
8 多賀城市	H23.7.1	—	—	—	—	—	—	H23.6.20
9 七ヶ浜町	H23.5.13	H23.5.13	—	—	—	—	—	H23.5.13
10 名取市	H23.4.15	H23.7.1	H23.4.25	H23.5.25	—	—	—	H23.4.15
11 岩沼市	H23.4.15	—	H23.4.15	H23.5.25	—	—	—	H23.4.15
12 亶理町	H23.4.15	—	—	H23.5.25	—	—	—	H23.4.15
13 山元町	H23.4.15	—	—	H23.5.25	—	—	—	H23.4.15
14 利府町	—	—	—	—	—	—	—	—
15 仙台市	—	—	—	—	—	—	—	—

※石巻市との規約締結の事務処理は、県農林水産総務課で実施。それ以外は県(震災)廃棄物対策課で実施。

※利府町・仙台市は受委託を検討したものの規約締結には至らず。

※多賀城市以外は専決処分により対応。

出典：「災害廃棄物処理業務の記録<宮城県>」

(平成26年7月、宮城県環境生活部震災廃棄物対策課)

図4 東日本大震災における宮城県の災害等廃棄物処理事務の受託に関する規約施工日(別途協議日一覧)

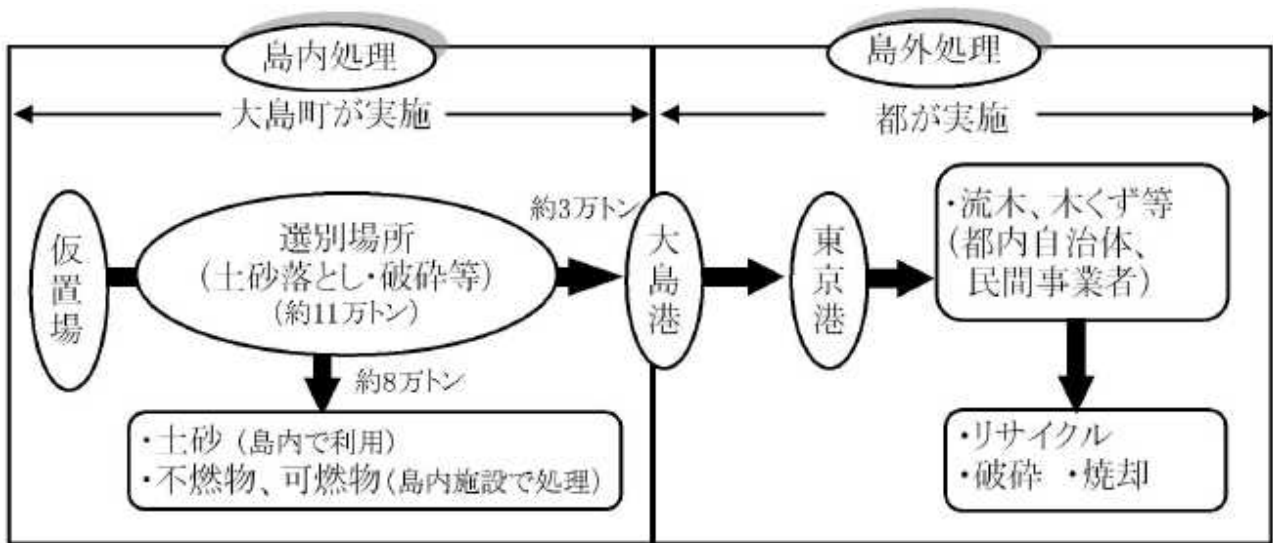
【技9】

(3) 平成25年10月台風26号(平成25年10月16日発災)による土砂災害における東京都の例

島内で処理できる災害廃棄物等は大島町が処理するが、災害廃棄物等の処理見込量合計の11万トンのうち、流木等は31,400トンあり、大島町における一般廃棄物の年間処理量(約3,300トン)等を考慮すると、これら全量を島内で処理することは困難であった。また、大島町は島外処理に関するノウハウを有していなかったことから、平成25年11月6日に、島内処理が困難な災害廃棄物の処理について、東京都へ支援要請が行われた。

その後、東京都と大島町で協議が行なわれ、東京都と大島町は、地方自治法第252条の14に基づき、「災害廃棄物処理の事務の委託に関する規約」(平成25年12月2日施行)を定め、大島町は島外処理に係る事務を東京都へ委託した。

これにより、災害廃棄物処理のうち、大島町は島内処理に係る部分、東京とは島外処理に係る部分を実施していくこととなった。



出典：「大島町災害廃棄物等処理計画」(平成25年12月、東京都大島町)

図5 平成25年10月台風26号による土砂災害における東京都・大島町の主な業務範囲

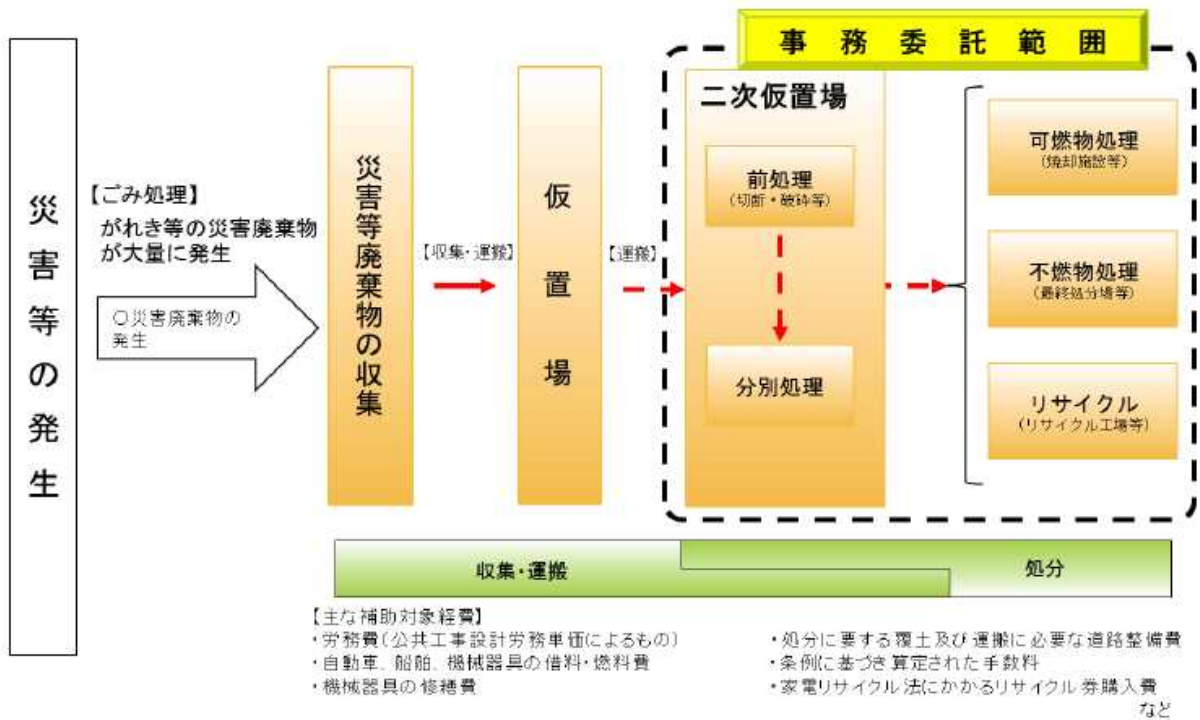
(4) 平成28年熊本地震(平成28年4月16日日本震発生)における熊本県の例

< 受託対象市町村 >

平成29年5月1日時点で、宇土市、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町から熊本県が災害廃棄物処理の一部の事務を受託している。

< 事務委託の範囲 >

熊本県の事務委託の範囲は二次仮置場以降の処理である。



出典：「熊本県災害廃棄物処理実行計画～第2版～」(平成28年6月策定、平成29年6月改定、熊本県)

図6 平成28年熊本地震における熊本県の主な業務範囲

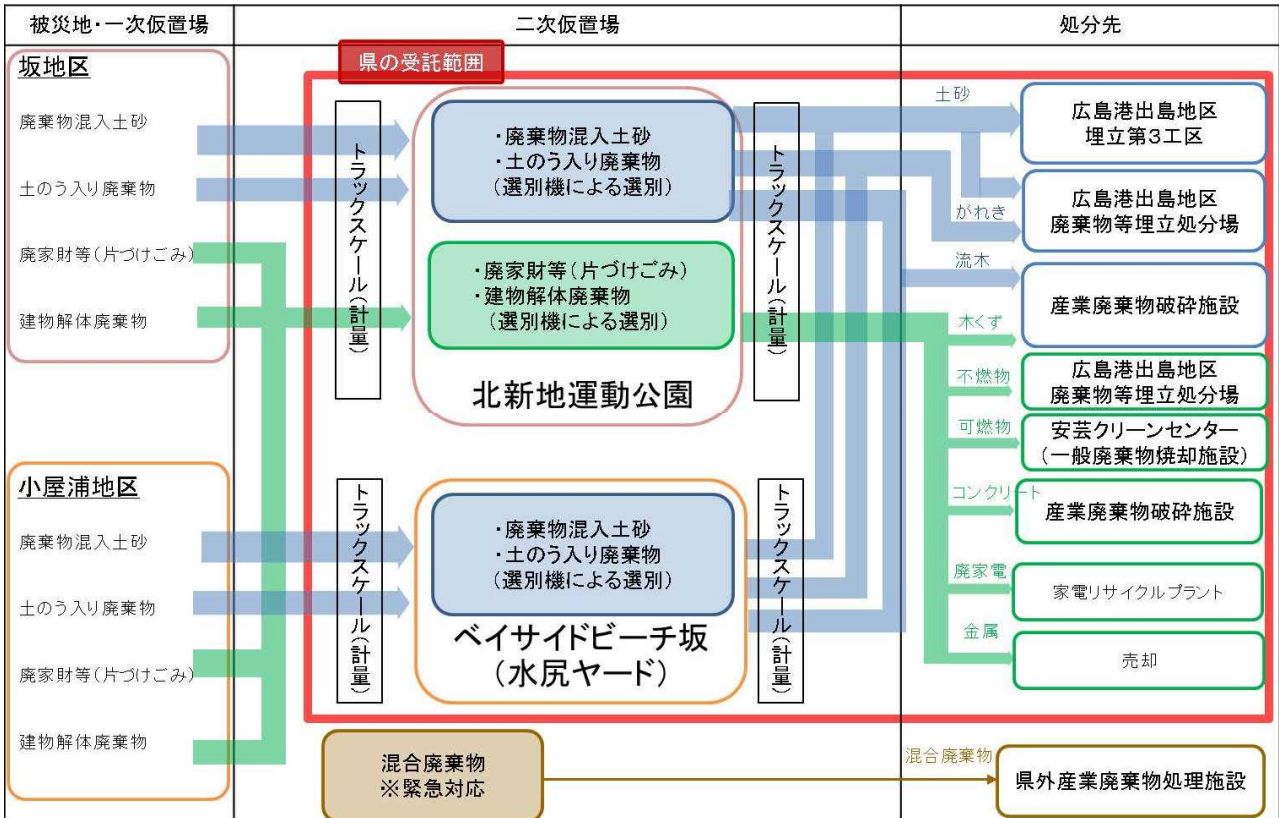
(5) 平成30年7月豪雨(平成30年7月7日発災)の例

< 受託対象市町村 >

平成30年8月31日時点で、坂町から広島県が災害廃棄物処理の一部の事務を受託している。

< 事務受託の範囲 >

広島県の事務委託の範囲は二次仮置場以降の処理(搬入物の選別、処理施設への搬入等)である。



出典：「平成30年7月豪雨災害に係る広島県災害廃棄物処理実行計画」(平成30年8月、広島県)

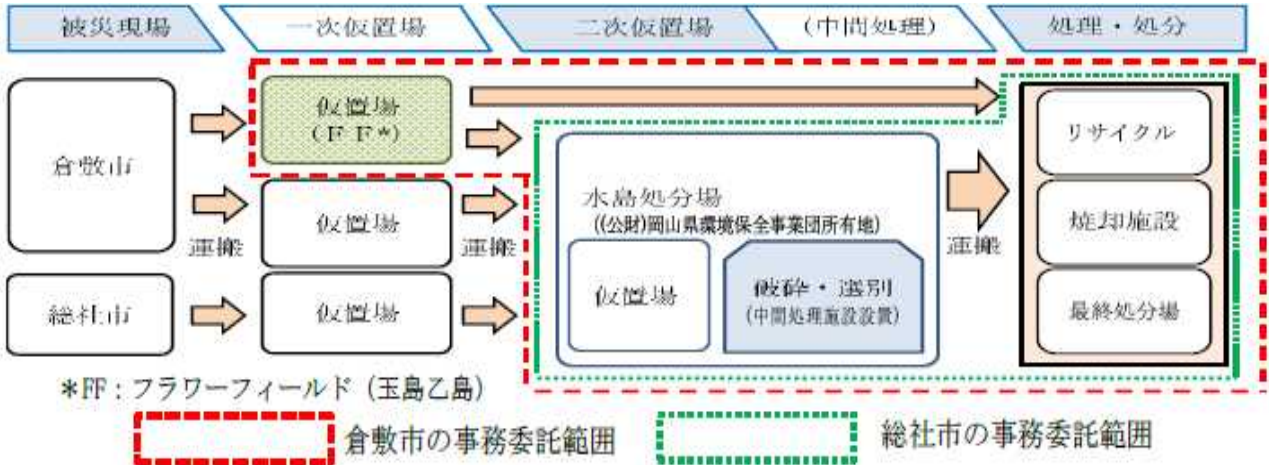
図7 広島県が受託する事務の主な範囲イメージ

< 受託対象市町村 >

平成30年8月時点で倉敷市及び総社市から岡山県が災害廃棄物の処理についての事務の委託を受けている。

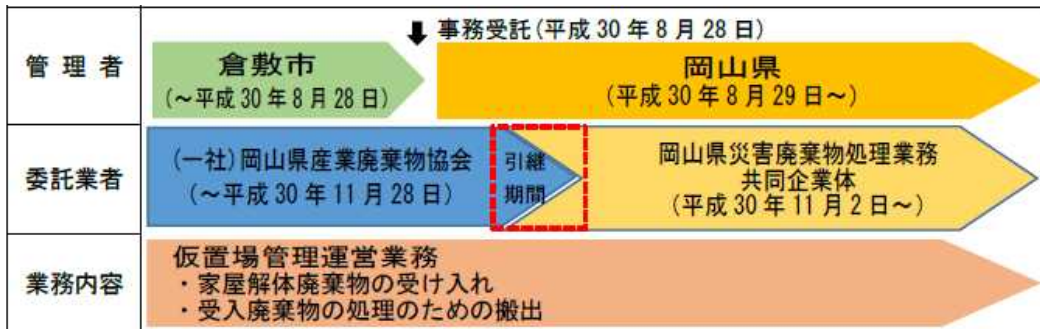
< 事務受託の範囲 >

倉敷市は一次仮置場以降、総社市は二次仮置場以降の処理からそれぞれ岡山県に事務委託している。



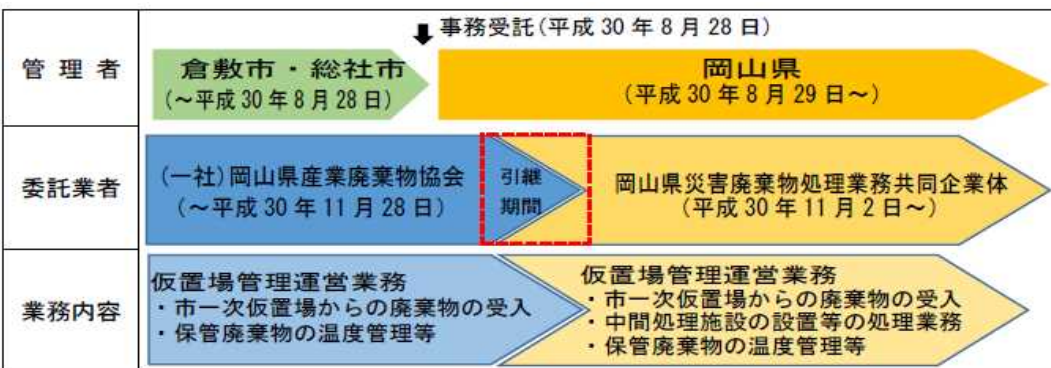
< 一次仮置場の事務委託 >

倉敷市の公費解体事業により発生した家屋解体廃棄物を受け入れる仮置場で、搬入された廃棄物は、廃棄物の種類毎に県内外の廃棄物処理施設等を活用し処理を進める。



< 二次仮置場の事務委託 >

破碎や選別などの中間処理が必要な混合廃棄物等を受け入れる仮置場で、搬入された廃棄物は、二次仮置場内に新たに整備した中間処理施設(破碎・選別)を基軸として県内外の廃棄物処理施設等を活用し処理を進める。



出典:「平成30年7月豪雨災害に係る岡山県災害廃棄物処理実行計画(改訂版)」(令和元年7月改訂、岡山県)

5. 事務の委託に関する規約（例）

過去の災害における事務の委託に関する規約（例）を以下に示す。

災害廃棄物処理の事務の委託に関する規約（宮城県の例）

〇〇市（町）と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（災害等廃棄物処理の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、〇〇市（町）は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」という。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

（委託事務の管理及び執行の方法等）

第3条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生じる収益は、宮城県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第4条 委託事務に要する経費は、〇〇市（町）が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、〇〇市（町）と宮城県とが協議して定める。この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を〇〇市（町）長に送付するものとする。

（補足）

第5条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに〇〇市（町）長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、〇〇市（町）と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

出典：「東日本大震災～宮城県環境生活部の活動記録～」（平成25年7月、宮城県環境生活部）

災害廃棄物処理の事務の委託に関する規約（東京都・大島町の例）

（委託事務の範囲）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、大島町（以下「甲」という。）は、その事務として行う災害廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第二項に規定する一般廃棄物のうち、平成二十五年台風第二十六号による土砂災害により生じたものをいう。）の処理のうち、大島町外での処分、当該処分のための大島町からの運搬その他これらに付随する処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を東京都（以下「乙」という。）に委託する。

（経費の負担）

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙は、特に必要と認めた場合は、その一部を負担することができる。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙とが協議して定める。

（収入の帰属）

第三条 委託事務の管理及び執行に伴う使用料、手数料その他の収入は、乙に帰属する。

（収入及び支出の経理）

第四条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

（収入及び支出の精算）

第五条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知するものとする。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第六条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、規則その他の規程が制定され、若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

（委託事務の管理及び執行の細目）

第七条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成二十五年十二月二日から施行する。

出典：「大島町災害廃棄物等処理計画」（平成25年12月、東京都大島町）